

○胎内市企業設置促進条例施行規則

平成17年9月1日

規則第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、胎内市企業設置促進条例（平成17年条例第221号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 条例第3条の基準は、企業の立地する地域の環境に関する基準及び企業の規模に関する基準とする。

2 企業の立地する地域の環境に関する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業の立地が、当該地域における雇用の増大及び安定等地域社会の発展に寄与するものであること。
- (2) 企業の立地が、当該地域の土地利用計画に適合するものであること。
- (3) 企業の立地が、当該地域において公害の発生するおそれのないもの又は当該企業が、公害発生の未然防止に必要な措置を講じているものであること。
- (4) 企業の立地が、当該地域の産業の発展方向を阻害しないものであること。

3 企業の規模に関する基準は、おおむね次の表のとおりとする。

	設置のために取得した土地・建物 (その附属設備を含む。)及び償 却資産の取得価額の合計額	新たに増加する常用雇用者等の 数
新設される企業	3,000万円以上	5人以上
増設・移設される企 業	3,000万円以上	3人以上

(指定の申請)

第3条 条例第3条で規定する奨励企業（以下「奨励企業」という。）の指定を受けようとするものは、奨励企業指定申請書（様式第1号）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(奨励企業の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、奨励企業と

して指定することの可否について決定して奨励企業指定・不指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励企業を指定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（指定の取消し又は停止）

第4条の2 市長は、奨励企業が条例第8条の規定のいずれかに該当し、奨励企業の指定を取り消し、又は奨励措置を停止した場合は、奨励企業指定取消・停止通知書（様式第2号の2）により通知するものとする。

（報告義務）

第5条 奨励企業は、指定を受けた日から奨励措置が終了する日までの期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、定められた様式により、その都度、市長に報告しなければならない。

(1) 事業用の土地（工業団地を除く。）を取得したとき 土地取得報告書（様式第3号）

(2) 事業用の建物を建設しようとするとき及び取得（竣工）したとき 建物着手・取得（竣工）報告書（様式第4号）

(3) 事業を開始したとき 事業開始報告書（様式第5号）

(4) 第3条の申請の内容に変更を生じたとき 事業計画変更申請書（様式第6号）

(5) 事業を廃止又は休止したとき 事業廃止・休止報告書（様式第7号）

(6) 事業を再開したとき 事業再開報告書（様式第8号）

（奨励措置）

第6条 奨励企業は、条例第4条第2号及び第3号に規定する奨励措置を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる申請書により、同表の右欄に掲げる期日までに市長に申請しなければならない。

固定資産税の課税免除	課税免除適用申請書（様式第9号）	事業開始の日の属する年の翌年の1月末日
用地取得助成金の交付	用地取得助成金申請書（様式第10号）	事業開始の日から1月を経過する日

用地賃貸借助成金の交付	用地賃貸借助成金申請書（様式第11号）	当該助成期間における各年の6月末日
雇用促進奨励金の交付	雇用促進奨励金申請書（様式第12号）	事業開始の日から1年を経過した日から4月を経過する日
工業用水道使用料助成金の交付	工業用水道使用料助成金申請書（様式第13号）	当該助成期間における各年の3月末日（当該助成金に係る初年度の交付申請の場合は、工業用水を使用しようとする日の1月前）

（賃借している工業団地用地を取得した場合の特例）

第7条 市長は、工業団地用地を賃借している企業が、事業開始後5年以内に当該用地を取得した場合であって、当該用地において事業を開始した時点において第2条に規定する指定基準を満たしているときに、条例第6条に定める課税免除を行うこと及び条例第7条に定める用地取得助成金を交付することができる。ただし、当該用地に係る条例第7条に定める用地賃貸借助成金の交付をすでに受けている場合は、用地取得助成金を交付しない。

2 前項の規定による課税免除又は助成金等の交付を受けようとするものは、第3条の規定にかかわらず工業団地用地取得後30日以内に奨励企業指定申請書（様式第1号）により申請を行うとともに、課税免除を受ける場合にあっては工業用地団地用地取得日の属する年の翌年の1月末までに課税免除適用申請書（様式第9号）により、助成金等の交付を受ける場合にあっては工業団地用地取得後30日以内に用地取得助成金申請書（様式第10号）により、市長に申請しなければならない。

3 第1項の課税免除又は助成金等の交付を受ける場合において、条例第6条中「当該事業の開始の日の属する年」とあるのは「当該用地を取得した日の属する年」と、条例別表第1用地取得助成金の項内容の欄中「事業開始後」とあるのは「工業団地用地取得後」と読み替えるものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、前2条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、課税免除を行うこと又は助成金等を交付することの可否を決定して、申請者に対して課税免除決定通知書（様式第14号）及び助成金等決定通知書（様式第15号）により通知するも

のとする。

(指定の継承)

第9条 合併、譲渡その他の理由により奨励企業から事業を継承したものが、引き続き指定を受けようとするときは、事業を継承した日から30日以内に事業継承に基づく奨励企業指定申請書(様式第16号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められるものについて、引き続き指定するものとする。

3 前項の指定を受けた企業が、既に奨励措置を受けている場合は、事業の継承者が引き続き当該奨励措置を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中条町工場誘致条例施行規則(平成7年中条町規則第7号)又は黒川村企業誘致条例施行規則(平成8年黒川村規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年4月1日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の胎内市企業誘致条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年3月11日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月27日規則第51号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成25年7月16日規則第48号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月21日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年11月4日規則第37号）

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

奨励企業指定申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代 表 者

職・氏名



胎内市企業設置促進条例による指定を受けたいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 企 業 の 名 称		新設・増設・移設
2 工場等の設置予定地		
3 工場等の生産品目 及び生産能力		
4 工場等の建設期間	着工予定年月日	年 月 日
	竣工予定年月日	年 月 日
	事業開始予定年月日	年 月 日
5 計画固定投下資本額 (円)	土 地	円
	建物及び附属設備	円
	合 計	円
6 本申請に係る 連絡先	住 所	
	会社名	
	担当者	
	電話番号	

- 7 関係書類 (1) 工場等の新(増)設計画書(別紙1)  
(2) 便宜供与要望事項(別紙2)

## 別紙1

## 工場等の新設計画書

## 1 投下固定資産の内訳

種 目	項 目	数 量	取 得 価 額(円)	備 考
土 地	土地代金			
	整地費			
	その他			
	小 計			
建物及び 附属設備	工場			
	倉庫			
	事務所			
	その他			
小 計				
機械及び 装 置	新設機械			
	他からの 移動機械			
	車両運搬			
	小 計			
船舶・航空機工 具・器具・備品				
合 計				
公害防止施設に 要する費用				

2 雇用計画

区分	事業開始日までの雇用計画(人)		
	既存工場等からの転用	新規採用	合計
管 理 部 門			
製 造 部 門			
そ の 他			
計			

※第7条による申請の場合は、事業開始時の状況を記入すること。

3 事業用水計画

(1) 水源別用水量(m<sup>3</sup>/日)

上水道	河川水	井戸水	工業用水	その他	合計
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

(2) 使用別工業用水内訳(m<sup>3</sup>/日)

ボイラー	原料用	洗浄用	その他	合計
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

4 公害防止計画

種 別	発 生 源	程 度	防 除 方 法 及 び 効 果	経 費
騒 音				
振 動				
臭 気				
排 気				
排 ガ ス				
ば い 煙				
排 水				
そ の 他				

5 事業所の概要

本 社 (所 在 地)		
資 本 金		
既設工場及び事業所	名 称	
	所 在 地	
	生 産 品 目	
	生 産 能 力	
	従 業 員 数	
	そ の 他	

6 新設工場等に関する生産、販売計画、事業収支見込み

年 度	生 産 計 画	販 売 計 画	事 業 収 支 見 込 み
年度			
年度			
年度			

7 添付書類

- (1) 新設工場等の配置図及び所在地の見取図
- (2) 定款
- (3) 事業所の登記簿抄本
- (4) 申請者の都合により条例に基づく一切の権利義務の行使を他の者に代理させるときは、その旨を明らかにする書類
- (5) 計画内容に関し特に必要と思われるものについての書類

別紙2

便宜供与要望事項

要望する便宜供与の内容(企業内容等)	期間又は時期	予想金額(円)

様式第2号(第4条関係)

奨励企業指定・不指定通知書

第 号  
年 月 日

様

胎内市長



胎内市企業設置促進条例施行規則第4条の規定に基づき 年 月 日付けで申請のあった次の企業を(指定・不指定)する。

1 企業 の 名 称	
2 新設・増設・移設 工場等の所在地	
3 新設・増設・移設 工場等の名称	
4 事 業 種 目	
5 工場等建設の着手 及び竣工予定 年月日	着手 年 月 日 竣工 年 月 日
6 事 業 開 始 予 定 年 月 日	
7 理 由	

様式第2号の2(第4条の2関係)

奨励企業指定取消・停止通知書

第 号  
年 月 日

様

胎内市長



胎内市企業設置促進条例施行規則第4条の2の規定に基づき、 年 月 日  
付け 第 号で奨励企業の指定をした企業の指定を(取消・停止)する。

1 指定企業の名称	
2 指定企業の所在地	
3 取消・停止の理由	
4 取消・停止年月日	年 月 日

様式第3号(第5条関係)

土地取得報告書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



次のとおり事業用土地を取得したので、胎内市企業設置促進条例施行規則第5条の規定により報告します。

1	指定企業の名称		
2	取得に関する事項	物件所在地	
		取得面積 (地目・建物別)	
		取得年月日	年 月 日
		取得価格	

3 添付書類

- (1) 取得物件の配置図
- (2) 取得を証する書類

備考

- 1 取得を証する書類とは、契約書等の写しをいう。

様式第4号(第5条関係)

建物着手・取得(竣工)報告書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



次のとおり着手・取得(竣工)したので、胎内市企業設置促進条例施行規則第5条の規定により報告します。

1 指定企業の名称		
2 建設に関する事項	建物の所在地	
	建物の種類・面積	
	着 手	年 月 日
	取 得 ( 竣 工 )	年 月 日

3 添付書類

(1) 着手・取得(竣工)を証する書類

備考

- 1 着手・取得(竣工)を証する書類とは、工事請負契約書、引渡書、検査証、契約書等の写しをいう。
- 2 着手・取得(竣工)のうち不要の文字を抹消すること。

様式第5号(第5条関係)

事業開始報告書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



次のとおり指定企業に関し事業を開始したので、胎内市企業設置促進条例施行規則第5条の規定により報告します。

1	指定企業の名称	
2	事業開始年月日	年 月 日
3	投下固定資産 (円)	土 地
		建物及び 附属設備
		機械及び 装 置
		そ の 他
		合 計

4 事業開始に伴い増加した常用雇用者等の数

(1) 増加雇用者等の数 人

(2) 増加常用雇用者等の内訳

区 分	事業開始日までの増加常用雇用者等(人)		
	既存工場等からの 転 用	新 規 採 用	合 計
管 理 部 門		( )	
製 造 部 門		( )	
そ の 他		( )	
計		( )	

※新規採用欄の( )内には、市内在住の新規雇用者数を記入すること。

5 工業用水使用状況(m<sup>3</sup>/日)

ボイラー	原料用	洗浄用	その他	合計
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

6 公害防止処理状況

種 別	発 生 源	程 度	防除方法及び効果	経 費
騒 音				
振 動				
臭 気				
排 気				
排ガス				
ばい煙				
排 水				
そ の 他				

7 生産品目及び生産能力

生産品目	生 産 能 力	備 考

様式第6号(第5条関係)

事業計画変更申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



次のとおり指定企業に関し事業計画を変更したので、胎内市企業設置促進条例施行規則第5条の規定により報告します。

1 指定企業の名称	
2 計画変更の概要	
3 変更事項	(申請内容)
	(変更後の内容)

備考 図面・契約書の写し等事業を変更したことを証する書類を添付すること。

様式第7号(第5条関係)

事業廃止・休止報告書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



次のとおり事業計画を廃止・休止したいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第5条の規定により報告します。

1 指定企業の名称	
2 事業廃止・休止 の理由	

備考 廃止・休止のうち不要の文字を抹消すること。

様式第8号(第5条関係)

事業再開報告書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



次のとおり指定企業に関し事業を再開したので、胎内市企業設置促進条例施行規則第5条の規定により報告します。

1 指定企業の名称		
2 事業再開に関する事項	再開年月日	年 月 日
	休止年月日	年 月 日
	再開事業の内容	別紙のとおり

備考 再開事業の内容については、様式第1号に準ずること。

様式第9号(第6条、第7条関係)

課税免除適用申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代 表 者  
職・氏名



胎内市企業設置促進条例第6条の規定に基づく課税免除の適用を受けたいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第6条又は第7条の規定により申請します。

1 指定企業の名称						
2 事業開始年月日(賃借した工業団地用地を取得した場合は、取得年月日)		年 月 日				
3 課税免除の適用を受ける固定資産						
資産の明細	土 地	所 在	地 番	地 目	地積㎡	所有者(台帳名義人)
	家 屋	所 在	構 造		床面積㎡	所有者(台帳名義人)
	償却資産	所 在	種 類	数 量	所 有 者	

〔添付書類〕 土 地…登記事項証明書

家 屋…登記事項証明書

償却資産…種類別明細書

〔備考〕 上記のほか、課税免除の該当に必要な書類の提示を求めることがあります。

様式第10号(第6条、第7条関係)

用地取得助成金申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住所  
名称  
代表者職・氏名 ㊟

胎内市企業設置促進条例第7条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第6条又は第7条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付対象企業名

3 交付対象となる土地

所在地		地目	地積(A) (m <sup>2</sup> )	取得価格(B) (円)
住所	地番			
計				
用地取得契約年月日		年 月 日		

4 交付要件確認欄

対象工場等の業種	大分類	中分類	
面積要件	土地取得面積(A)	建物建築面積	(A)×10%
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
事業開始予定年月日	年 月 日		

5 助成金の計算

土地取得面積(A)	取得価格(B)	助成金(B)×15%
m <sup>2</sup>	円	円

- ・助成金交付額は、取得価格の15%以内の額とし、1億円を限度とする。
- ・助成金に千円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てたものを交付申請額とする。
- ・添付書類 土地売買契約書(写し)・土地登記簿謄本  
建築確認検査済証(写し)・建物登記簿謄本

様式第11号(第6条関係)

用地賃貸借助成金申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住所

名称

代表者職・氏名

印

胎内市企業設置促進条例第7条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第6条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

2 対象工場等名

3 交付対象となる土地

所在地		地目	地積(A) (m <sup>2</sup> )	備考
住所	地番			
計				
用地賃貸借契約年月日		年 月 日		

4 助成金の計算

土地賃貸借契約面積(A)	課税標準額(B)	助成金(B)×1.4%
m <sup>2</sup>	円	円

- ・助成金に千円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てたものを交付申請額とする。
- ・添付書類 土地賃貸借契約書(写し)・建築確認検査済証(写し)・建物登記簿謄本

様式第12号(第6条関係)

雇用促進奨励金申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住所

名称

代表者職・氏名

㊦

胎内市企業設置促進条例第7条の規定に基づく奨励金の交付を受けたいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第6条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付対象企業名

3 交付要件確認欄

奨励企業指定日	年 月 日
対象工場等の事業開始日	年 月 日
工場等の設備投資形態	新設・増設・移設
交付対象新規雇用者数(A)	名 (別紙のとおり)

4 助成金の計算

交付対象人数(A)	交付単価(B)	奨励金(A)×(B)
名	100,000円	円

・奨励金交付額は、5,000千円を限度とする。

・添付書類 雇入通知書等の書類(写し)  
雇用の継続を明らかにする書類(被保険者資格取得等)

別紙

交付対象となる新規雇用の氏名等

No	氏名	住所	採用年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第13号(第6条関係)

工業用水道使用料助成金申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住所

名称

代表者職・氏名

㊟

胎内市企業設置促進条例第7条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、胎内市企業設置促進条例施行規則第6条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付対象企業名

3 交付要件確認欄

対象工場等の事業開始日	年 月 日
契約基本使用水量	m <sup>3</sup> /日
基本使用料金(A)	円
使用日数(B)	日
対象使用料金(A)×(B)=(C)	円

4 助成金の計算

使用料金額(C)	助成率	助成額(C)×20%
円	20%	円

- ・助成金交付額は、1,000千円を限度とする。
- ・助成金に千円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てたものを交付申請額とする。
- ・添付書類 工業用水道使用料金受領書(写し)

様式第14号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長 印

課税免除決定通知書

胎内市企業設置促進条例に基づく市税の課税免除の申請に対し、条例第6条の規定により次のとおり決定したので通知します。

年度～	年度	固定資産税を免除する しない
指 定 企 業 名		
業 種		

1 奨励措置適用の条件

胎内市企業設置促進条例及び胎内市企業設置促進条例施行規則の規定又はこれらに基づく市長の指示に違反したときは、奨励措置の適用を取り消し、又は停止し、胎内市税条例の定めるところにより課税を行うものとする。

別紙

1 事業開始時における固定資産の取得価格の合計額

固 定 資 産	取 得 価 格 (円)
(1) 建 物 及 び 附 属 設 備	
(2) 構 築 物	
(3) 機 械 及 び 装 置	
(4) 車 両 及 び 運 搬 具	
(5) 土 地	
総 額	

2 増加常用雇用者等の確認数

項 目	人 数 (人)
(1) 事業開始前の常用雇用者等の数	
(2) 事業開始後の常用雇用者等の数	
(3) 差引増加常用雇用者等の数	
(4) このうち地区内からの配転者数	
(5) 差引純増加常用雇用者等の数	
備考1 (1)は 年 月 日現在の人員であり、(2)は 年 月 日現在の人員である。	
備考2 人員確認方法 労働者名簿による	

様式第15号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長



助成金等決定通知書

胎内市企業設置促進条例に基づく助成金の交付申請に対し、条例第7条の規定により次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

助成金等の名称	
交付決定額	円

2 用地取得助成金の場合は、以下のとおり5年度に分割して交付する。

	年度	金額
用地取得助成金	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
	合計	円

様式第16号(第9条関係)

事業継承に基づく奨励企業指定申請書

年 月 日

(あて先)胎内市長

住 所

事業所名

代表者  
職・氏名



胎内市企業設置促進条例に基づく指定企業に係る事業を継承したいので、引き続き指定を受けたく胎内市企業設置促進条例施行規則第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	指定企業の名称	
2	企業の所在地	
3	継承前の指定企業名	
4	継承の原因	
5	継承年月日	年 月 日
6	継承後の 生産品目 及び生産 能力	生産品目
		生産能力

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第2号の2（第4条の2関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

様式第9号（第6条、第7条関係）

様式第10号（第6条、第7条関係）

様式第11号（第6条関係）

様式第12号（第6条関係）

様式第13号（第6条関係）

様式第14号（第8条関係）

様式第15号（第8条関係）

様式第16号（第9条関係）